
ユネスコ記憶遺産登録と女子差別撤廃委員会への 政府報告に関する一考察

高橋史朗

10月9日、国連教育科学文化機関（ユネスコ）の記憶遺産に中国が申請した、いわゆる「南京大虐殺」の史料が登録された。今回登録された案件は88件のうち47件である。10月4日から6日にかけて、アラブ首長国連邦（UAE）首都アブダビで行われた記憶遺産国際諮問委員会（IAC）で決定された。

記憶遺産とは、世界的に重要な記憶遺産の保存促進、歴史資料の保護、アクセスの確保などを目的としたユネスコの事業である。1992年から始まり、かれこれ20年以上の実績になるが、同じくユネスコが主催する世界遺産とは違い、古文書や直筆文書、写真や地図などの「史料」が対象となる。

今まで登録されたものは、フランスの「人権宣言」や、ドイツの「ゲーテの直筆文学作品・日記・手紙等」、ウズベキスタンの「現存する世界最古のコーラン」などの348件である。ただ、登録対象物の史実を認定するものではなく、また、加盟国政府もその意思決定に参加できない。

中国は、今回、いわゆる「従軍慰安婦」に関する史料も併願申請していたが、こちらは不登録となった。しかし、次回2017年に向けて（記憶遺産の登録は2年ごとに行われる）再度申請するものと思われる。

これは中国が公式の場で発表しており、中国だけでなく、台湾、韓国、北朝鮮、フィリピン、オランダ併せての6カ国共同申請となりそうである。今まで慰安婦問題の中心は韓国だったが、今後は、その主役が中国に変わり、しかも、共同申請が予定されている。

中国の発表によると、共同申請案はユネスコ側から示唆されたとのこと。中国1カ国では通しづらいが6カ国共同であるならば、ということで、いわばお墨付きをもらった形であるが、今回、「南京大虐殺」の登録で日本は大反発しているが、両方登録すればさらに猛反発するので一勝一敗にして、政治的な妥協を図ったともとれる。

ユネスコの記憶遺産がこのように政治的に利用されるとはまったくの想定外だったが、「南京大虐殺」登録の背景には、中国側の積極的なユネスコ記憶遺産登録小委員会への攻勢があり、日本側の情報不足や対応の甘さがあった点は否めない。

日本は中国が登録申請した段階でユネスコ及び中国に強く抗議したが、結局、登録されてしまった。ユネスコの存在意義やあり方にも疑問を持たざるをえない。とはいえ、日本側としても2年後に備え、万全の対策と準備を図らなければならない。

同時にユネスコ本体にも強い働きかけをするべきである。今のままではどんな史料で反

論しても勝ち目がないと思われる。登録制度、記憶遺産制度そのものを改革しないと、再び大敗北を喫することになるだろう。ユネスコの制度そのものを変えなければならないのである。

制度改革が必要なのは、①IAC規定⁽¹⁾におけるユネスコ記憶遺産とは何か、という目的の明確化②IAC手続規則⁽²⁾ ③登録の手引き⁽³⁾ ④一般指針 (General Guideline) であるが、①と②はIAC、③と④はユネスコ執行委員会に働きかける必要がある。このうち最も重要なのが④の一般指針である。

1、ユネスコ記憶遺産制度の主な問題点

ユネスコ記憶遺産制度の主な問題点を列挙すると、第一に、複数の国が重大な利害関係者となりうる申請であっても、1カ国・団体・個人が一方的に申請することが可能であり、申請資料の事前共有や公開、すり合わせ等は求められない。

第二に、記憶遺産登録を審査するIACの審議は完全非公開、かつ申請者以外の関係者が意見を表明する機会がない。

第三に、選考基準の運用等につき不透明等の問題がある。すなわち、史料の「真正性」「完全性」に問題があったとしても、登録されることがありえる制度になっている。

第四に、国際諮問委員会の委員はユネスコ事務局長により個人資格で任命され、加盟国は意思決定に参加できない。

の4点である

制度改革最大のポイントは、国家間に異論がある場合には審査対象にしない、または登録を「先送り」する、審議過程を公表し公開の場で反論の意見も表明できるようにする、という3点である。これらの制度上の問題点を改善し、ユネスコ記憶遺産の政治利用に歯止めをかける必要がある。

ユネスコの中樞を担うのが最高意思決定機関である総会下部組織の執行委員会である。58カ国で形成され、まずその半数の理解を得ないと議論が始まらない。さらに3分の2以上の賛成が得られれば一般指針を変えることができる。執行委員会は春と秋の年2回(4月と10月)、それぞれ3週間ほど開催されているが、そこでユネスコの事業や予算など重要事項が審議され、2年に1回開催される総会で最終的に承認される。次の執行委員会は2016年4月で、次の記憶遺産登録(2017年秋)までに執行委員会は3回開かれることになる。それまでに制度を変えることができるかどうかポイントとなる。

この、制度改革を求める動きをしながら、同時に今回登録された南京虐殺の史料について再検証し、明らかに問題があるものについて取り消しを求めていく必要がある。記憶遺産保護のための一般指針に照らし合わせ、例えば著作権を侵害しているとか捏造写真であるとか、誰がみても客観的に問題があると判断できるような証拠を提出し、それらの史料の取り消しを求めるのである。

ちなみに、同指針の「リストからの削除」という項目には次のような規定がある。

「記憶遺産は劣化したりその完全性が損なわれたりして、その登録の根拠となった選考基準に適合しなくなった場合、リストから削除される場合がある。新たな情報によって登録の再評価が行われ、非適格性が証明された場合も削除の根拠となりうる」(4・8・1)

「見直しのプロセスは事務局に対し書面で懸念を表明することによって誰もが（IAC自身を含む）開始することができる。問題は登録小委員会に付託され、調査と報告が行われる。懸念が裏付けられた場合、事務局は原申請者に連絡をとってコメントを求める。登録小委員会は次にそうしたコメント及びそれまでに集められた追加データの評価を行い、IACに対し削除または登録維持または何らかの是正措置を勧告する。IACが削除を決定した場合はコメントを寄せた機関に通知される」(4・8・2)

全部の史料取り消しまでとはいかないまでも、明らかに違うものは取り下げられる可能性がある。まずは誰もが納得する写真の問題点などに重点を絞って提起し、「真正性」⁽⁴⁾「完全性」⁽⁵⁾などが疑われる史料がどれくらいあるのかを示して再審査を求める必要がある。そのような流れで南京虐殺に関して広く国際社会に問題提起をしていくことが大切である。

安倍首相は2015年8月の談話で、「あの戦争には何らかかわりのない、私たちの子孫、そしてその先の世代の子供たちに、謝罪を続ける宿命を背負わせてはなりません」と述べている。

ユネスコという国際機関が「南京大虐殺」史料を歴史的事実として公認したことが教育に与える影響は、この談話を吹き飛ばすほど計り知れない威力を持っているといわざるをえない。今なお、日本を貶めようとするプロパガンダが仕掛けられているが、ここで事実を踏み込んで反論しなければ日本の歴史は彼らのような歴史に塗り変えられることとなる。

再び記憶遺産に登録される不名誉なことが絶対にあってはならない。我が国は本気で対策を練り、対応しなければならぬ。それこそ、オールジャパンで官民一丸となって取り組む建設的な体制を構築しなければ、この国難を乗り切ることはできないであろう。2年後、再び歴史的な大失態を演じないためにも今回の「南京大虐殺」史料が登録された経緯を検証したい。

2、「南京大虐殺」史料の登録の経緯

まず、いわゆる「南京大虐殺」についてだが、これは中国国民党宣伝部のプロパガンダにすぎないことが第一次史料で既に実証されている。そのプロパガンダ本であるハロルド・ティンパーリ編『戦争とは何か—中国における日本軍の恐怖』⁽⁶⁾が1938年に英語で出版された。その中で「4万人近くの非武装の人間が殺された」と記されているが、これが南京虐殺に関する初出である。

著者のティンパーリはオーストラリア出身のジャーナリストで、私が2015年夏に研究した米コーネル大学図書館所蔵の極秘文書から中国国民党から報酬を得ていたことがわかっている。中国国民党の顧問として1万ドルの報酬を要求したが受け入れてもらえず、月1000ドルの報酬を得ていたのだ⁽⁷⁾。同書は中国国民党の宣伝部が編集制作した宣伝本であることの裏付けがとれたともいえる。

また、中国が申請した史料に、米宣教師ベイツが南京軍事法廷で証言した供述書がある。このベイツも中華民国政府の顧問で同書の執筆者の一人であった。亜細亜大学の東中野修道教授によれば、中国国民党中央宣伝部の極秘文書では「南京大虐殺」を歴史的事実とし

で認めておらず、毛沢東も中華民国も「南京大虐殺」を公然と持ち出したことはなく、『毛沢東年譜』という生涯と業績を記録した本（全9巻）の中でも言及されていないのである⁽⁸⁾。

中国の教科書にも「南京大虐殺」についての記載が当初はなかった。1980年前後から登場するが、仮に中国の主張する30万人もの大虐殺があったとするならばなぜ毛沢東はそれについて触れなかったのであろうか。この事実からも虐殺の信憑性が疑われる。

今日のように「南京大虐殺」が既成事実化する転機となったのが、実は日本側からの情報だったのである。その発端は、1971年から朝日新聞に連載された本多勝一氏の『中国の旅』である。

この記事は、日中戦争で日本軍から被害を受けた中国人の話などをレポートしたもので、それをまとめた単行本（1972）がベストセラーとなった。そこで「南京大虐殺」がクローズアップされたが、反日日本人やマスコミが火を付け、日本非難を行い、事実無根の対日非難が世界に広がってしまったのである。

当時、1970年代から80年代にかけて日本は、名実ともに世界の経済大国として官民ともにさまざまな世界貢献に取り組んでいた頃である。

そのような中で国際的誤解が拡大していったが、日本政府や外務省は事実に踏み込んだ反論を避けてきた。政治的な「大人の配慮」といったものだったのかもしれないが、このことがより話を複雑化させ、かえって誤解を深める結果を招き、現在まで尾を引くこととなったのである。

さて、中国がユネスコ記憶遺産の窓口となるIACに登録申請したのは2014年の6月で、その準備は2009年から始まっているので、約5年の準備期間があったことになる。

6月に申請されてからIACにて審議されたが、ここには14人の委員がいる。国別でいえば、ブルガリア、ドイツ、チェコ、カンボジア、ニュージーランド、オーストラリア、ブラジル、オーストリア、フィンランド、セントクリストファー・ネイビス、ナイジェリア、セネガル、チュニジア、UAEの14カ国である。

公文書館の館長クラス、図書館学や公文書の専門家（アーキビスト）たちだが、彼らが申請された内容を審査し登録するかどうかを決める。さらに、事前に審査する機関が登録小委員会⁽⁹⁾である。こちらは9人のメンバーで構成され、その会議が2014年12月と2015年4月の2回開催された。この登録小委員会で、中国の提出した史料に不備があるという理由でいったん追加史料が求められ、その結果、4月に仮登録となったようである。

仮登録とは、条件を満たせば登録というもので、いわば暫定登録である。この段階である意味結論が出ていたことになるが、評価を下し勧告するのが登録小委員会の役割であり、日本はこの登録小委員会に対しほとんど働きかけをしてこなかった。

一方、中国は積極的に働きかけていたのである。この違いが結果的に大きな差を招いたといえる。日本は早い段階から政治的に働きかけると反発を買うかもしれないという配慮をしたようであるが、それが裏目に出る形となった。

また、この登録小委員会とは別に、アジア太平洋記憶遺産委員会（MOWCAP）というIACの下部組織がある。そこも重要だったのである。MOWCAP⁽¹⁰⁾は地域の記憶遺産を審査する委員会で、IACがメジャーリーグであればマイナーリーグのような存在といえる。この地域委員会は、他にアフリカとラテンアメリカ・カリブ諸国の2地域があるが、ここ

も公文書館の館長クラスが担い、IACと密接につながり、人脈的にも交流が深い。そのMOWCAPの議長国が中国である。

この議長がIACのアブダビでの公開された会議に参加していたのだ。日本と韓国はこのIACの委員には入っていないが、事前に認められればオブザーバーとして参加することができる。議長の裁量で発言する機会が与えられるかもしれないという情報もあり、私は外務省担当官とともにアブダビでの国際諮問委員会に参加した。しかし、オープンな会議には出席できたものの、実際、案件を議論する会議に入ることはできなかった。

結局、発言する機会が与えられず、反論資料のオピニオンペーパー⁽¹¹⁾を提出するだけとなった。日中双方の代表が意見をいえばエキサイトするという一方で、ともに発言させなかったとも思われるが、ある意味、既に結論が出ていたからともいえよう。

このとき、IACの議論は真二つに分かれたのであるが、多数決をとった結果、8対5の僅差で登録となった。カギを握ったのは仮登録と評価した登録小委員会の勧告であった。中国の登録小委員会への積極的な働きかけの成果といえるが、最終的には事務局長が決定する仕組みである。ただ委員会で決まったことを追認するのが通例となっている。

現在の事務局長は、イリナ・ボコバ元ブルガリア外務大臣である。2015年10月6日に審議結果を知らされたボコバ事務局長は、中国の張秀琴ユネスコ大使を介し、中国政府に日本側と対話を持つよう要請した。そこで、中国外務省幹部と木寺昌人駐中国大使が話し合ったものの、結局、進展はなかった。今回の日本側の反発を受け、ボコバ事務局長は制度を変えると発言し、日本側と協議が行われている。

このボコバ事務局長は、次の国連事務総長を狙っているといわれているが、国連常任理事国である中国へはいろいろと配慮しているようである。父親はブルガリア共産党機関紙の元編集長、共産党中央委員会のメンバーでジャーナリスト労働組合委員長でもあった。彼女自身も親中派と思われる。習近平国家主席夫人と会談したり、2015年9月に北京で行われた抗日戦勝記念行事にも出席したりしているのである。

前の事務局長は日本の松浦晃一郎氏であった。アジアからの初めての事務局長で、1999年から2009年までの10年間務めている。在任中はユネスコの組織や制度改革を図り大きな成果を取っている。日本はユネスコへの拠出金も多く大いに信頼を集めていたのである。

IAC委員にも一人だけ、2007年から2011年まで日本人（現在の青柳正規文化庁長官）が入っていた。残念ながらその人脈が途切れてしまったが、テーブルに着けるかどうかはとても重要なことである。ただ、IAC委員の選考基準は明確でなく、派遣を申請しても受け入れてもらえるかどうかはわからない。そこで政府はMOWCAPに人を送り込むことを決めている。

MOWCAPは地域レベルの委員会ながらIACとも活発に情報交換し、その影響力は大きい。ユネスコ記憶遺産登録はIACで通らなくてもMOWCAPで通す方法もあるほどである。過去に記憶遺産の申請などを行った実績がある国であれば委員に就任でき、日本にもその資格がある。

現在、MOWCAPの議長は中国であると前述したが、事務局長も中国で、副議長は韓国という構成である。他に中国から二人の委員が派遣され、10人の委員のうち中国と韓国で半数を占める。これで一人が説得されれば過半数となる。

実は2012年5月、民主党野田政権時代に、ユネスコから日本へMOWCAPの委員になら

ないかという打診があった。ところが、それを断ってオブザーバーとして参加すると回答したのである。このとき日本人が派遣されていれば話はまた変わっていたと思われるが、なぜ断ったのか。

当時、記憶遺産というものに図書館長や公文書館長があまり関心を持っていなかったからといわれている。これは憶測であるが、民主党政権が中国や韓国との軋轢を避けようとしていたからとも考えられる。ともかく、専門家が関心を示さなくても国家戦略として派遣するという判断があつてしかるべきであつた。ここにも大きな問題があつたといわざるを得ない。

記憶遺産の国ごとの登録件数を比較すると、ドイツ21、イギリス14、韓国13、中国10に対して、日本は5で、世界で22番目である。登録開始年を比較すると、中韓の1997年に対し、日本は2011年で14年も遅れている。この差は記憶遺産への国家的関心度を反映しているといえる。

日本がアーキビスト国際ネットワークの蚊帳の外に置かれていることの影響は計り知れないほど大きい。アブダビでの外務省担当者の努力は涙ぐましいものであつたが、私は現地でただ座して待つしかないという悲哀をいやというほど味わつた。地域委員会であるMOWCAP軽視と、歴史情報戦に対する認識と覚悟の欠落が招いた結果といえるが、土俵の外に置かれては、相撲がとりたくてもとれないのである。

2014年6月に、「南京大虐殺」と「従軍慰安婦」史料が申請された段階で、日本政府は中国とユネスコに対し強く抗議している。まず6月11日に在国大大使が中国外交部に、12日には外務事務次官が在京中国大使に、11月29日には、文部科学大臣が中国文化部副部長に抗議。2015年10月7日に中国大使から中国外交部の文書を送り、10月9日には駐中国大使から中国外交部副部長に抗議し、申請取り下げを申し入れた。

さらに、2014年6月19日、在国大大使から中国外交部、同25-27日、在国大大使から中国国家档案局、7月3日、在国大参事官から中国外交部国際司五處處長（超處處長は中国国家档案局が申請作業を担当と回答）、8月25日、在瀋陽総領事から遼寧省、吉林省外事弁公室、8-9月、在上海総領事から上海市・南京市の外事弁公室、9月26日、在国大大使から中国国家档案局・中央档案馆に申請史料の共有と日本人専門家の受け入れの申し入れを行ったが、登録後の一般公開まで外部の訪問者を受け入れる予定はない旨の回答があつた。

さらに、9月30日と10月14日に在国大大使から中国外交部にも申し入れたが、申請が認められて一般公開されるまでは中国側として一切回答できない旨の回答があつた。

一方、ユネスコに対しても次のように我が国の懸念を伝え、慎重な審査を申し入れた。2014年9月5日と30日、ユネスコ大使からユネスコ事務局長、11月7日、総理から同事務局長、11月9日、文部科学大臣、12月9日、外務省文化審議官、2015年2月5日、ユネスコ大使、4月10日、ユネスコ大使、5月6日、外務政務官、8月28日、総理、8月29日、外務大臣、10月6日、ユネスコ大使、同7日、外務大臣、同8・9日、ユネスコ大使からユネスコ事務局長に繰り返し同趣旨の申し入れを行った。

しかし、すべて断られ、しかもどのような史料が申請されているかも公開されておらず、一部はインターネットで知ることではできたものの、全体像は不明であつた。

その史料は中国の七つの公文書館から申請されていたが、現場に行つて資料の中身を検

証する必要があった。中国は目録の束をユネスコ事務局に送っているだけで、史料を全く送っていなかったからである。

2016年1月10日付産経新聞1面トップ記事によれば、①中国が登録申請の際にユネスコに提出したのは資料の一覧と、資料を保管する7つの公文書館名を記しただけの目録だった。②最初の審査機関となる登録小委員会で南京文書を担当し、「登録可」との評価をしたのは一人のベテラン公文書管理の専門家であった。この専門家は記憶遺産事業に長年携わり、MOWCAPの議長を務めた経験があり、関係者の間では「重鎮」として影響力もある。③登録小委員会では、9人の委員が申請案件を分担して申請する仕組みになっており、前回は全88件の申請があったことから、委員一人当たり約10件を担当したとみられる。「各委員の意見は尊重される」(関係者)といい、委員が相互に審査結果をチェックする機能はない、という。

この記事から憶測すると、このベテラン専門家は、中国で「南京」申請資料を調査したオーストラリアのレイ・エドモンドソン博士と思われる。彼はユネスコ記憶遺産の「記憶遺産保護のための一般指針」を作成した「重鎮」である。

「南京大虐殺記念館」(正式名称は「侵華日軍南京大屠殺遇難同胞記念館」)には誰でも入れるが、档案馆は中国人でも審査を受けて登録しないと入れないというガードが固いところだ。日本側にある南京虐殺や「従軍慰安婦」の史料と照らし合わせて真偽を確かめなかったのだが、一切拒否された。

そのようなやり取りを重ね、一向に埒が明かないままアブダビの会議へ突入してしまったのが実情である。日本が何もしなかったということではなく、ただ、対応が遅れていたのがロビー活動で、特に登録小委員会という実際に決定する事前審査の委員たちへの働きかけがなかったことが最終的に勝敗を分けたといえる。

3、中国が登録申請した史料の問題点

日本はどのような方針でアブダビでのIACに臨んだのか。守秘義務もありすべての情報を開示できないが、その必要があると思われるものについて述べたい。国内にも、ユネスコ記憶遺産選考委員会というものがあり、第一に、検証の必要性があるという問題提起をした⁽¹²⁾。

中国が申請した案件は、日中間及び研究者間において歴史的な事実関係や評価が大きく異なっている。にもかかわらず中国が一方向的に主張している。その申請している史料ではないかというものだ。

次に学術的に議論のある代表的な論点について、別途オピニオンペーパーにまとめて提出した。それについては後述したい。第二に、日本人専門家が中国の関係機関への協力を要請していたにもかかわらず、登録されるまで協力できないと一切拒否されたことに対する問題点だ。

第三に、南京の史料も慰安婦の史料も日本に多数存在しているが、それらの史料を採用するのではなく、中国が提出した史料だけで真偽を因ることへの疑問である。慰安婦については1992年から関係省庁が調査を行い、『政府調査「従軍慰安婦」関係資料集成』(龍溪書舎)という本5巻にまとめられている。

南京虐殺については政府の史料を取りまとめたものはないが、例えば民間で偕行社という旧陸軍将校の親睦団体が『南京戦史資料集』というものを2巻出している。このような日本側の史料と中国側の史料を突き合わせて検証すれば、全体として判断でバランスもとれるはずだ。

ユネスコ記憶遺産保護のための一般指針では完全性ということが求められている。公開性や真正性の基準も規定されていて、それに反していないかと、問題提起をしたのである。

さらに、当事者である日中韓が対話することが重要だとも付け加えた。

日中韓の専門家レベルで意見交換を行い、中国側の申請史料の確認を日本でもやるべきだと。そのためには日本はいつでも協力すると伝えたのだが、聞き入れてもらえなかった。

今回、2015年の記憶遺産の登録では、日本から「舞鶴への生還」が申請され登録された。その際、日本側はロシアのナホトカ市に出かけ説明もしている。ナホトカ市の承認を得た上で申請しているのだ。

特に歴史的にもデリケートなことについては共同で意見交換や資料交換をするなど、積極的にコミュニケーションを図り、互いに理解を深めるべきであろう。少なくとも情報交換が必要であるというのが日本側の考えだが、一方的に日本の専門家の見解も聞かないで中国の主張が展開されてしまったというのは大いに問題があるといわざるをえない。

前述した通り、私は今回の中国側の登録申請に対しての基本的問題点を、独自にオピニオンペーパーにまとめてIACの委員全員に提出した。その内容は自民党の原田義昭衆議院議員がTBSのラジオ番組で公開されたようであるが、断片的な引用では誤解を招く恐れがある。わかりやすいよう逐次補足しながら以下に述べたい。

まず、基本的な問題点について指摘した。第一に、中国が申請している記憶遺産の原本は中央档案馆などそれぞれの公文書館に保管されているなどと述べ、著作権は同公文書館にあると主張している。

しかし、ユネスコのホームページ上で公開されている上海の楊家宅慰安所の写真は、福岡市在住の産婦人科医、天児都氏の父である麻生徹男氏が同慰安所で軍医として勤務していた折に撮影したもので、写真フィルムは天児氏が所有しているものだ⁽¹³⁾。

ユネスコは世界記憶遺産保護のための一般指針(2・5・4)で「法の支配を尊重する…著作権法、著作者人格権…誠実かつ透明性をもって守り、保つ」と明記している。所有者が許可していない写真を無断で申請し著作権を持っていると虚偽申請していることは同指針に違反するのではないか。

また、ユネスコは記憶遺産のガイドラインで登録の選考基準(4・2)として、真正性、完全性などの判定基準を列挙し、「複製品や模造品、偽造品、偽文書や偽情報がまったくの善意で本物と誤解される可能性がある」(4・2・3)、「完全性：記録はすべて揃った完全な状態ではなかったり、状態が悪かったりすることがあり、その限りにおいてはその完全性の一部が失われている。…一連の記録や保管資料群から記録文書が抜かれた場合も、その完全性は損なわれている」(4・2・6)などと規定している。これにも反するのではないか。実は、天児氏の父親が撮った写真はノンフィクション作家に盗まれたそうである。中国側はオリジナルなものだと主張しているが、登録の選考基準として史料のアイデンティティ及び出所が確かに立証されているかどうかはなはだ疑問だ。

天児氏は外国人記者クラブで記者会見を行い、かつ本も出版している。私は天児氏本人

とも話をし、この件について明確に反論ができ、議論の余地なく登録の取り下げが可能であると思われる。

第二に、同指針の「アクセスの原則と方法」では、「永続的なアクセスが保存の最終目的である。これなしには保存はそれ自体が終点である以外に目的がない。ユネスコ記憶遺産事業はすべての記憶遺産に対する民主的で普遍的なアクセスを奨励している」(3・4・1)と規定され、また、(4・4・3)という項目では「IACは記憶遺産へのアクセスを可能にすることを要求する」と規定している。にもかかわらず中国は申請史料の一部しか公開していない。つまりアクセスが可能ではないということだ。

歴史的事実やその評価については諸説ある。客観的検証が必要不可欠であり、史料公開ならびに客観的検証を拒否する中国の一方的な主張に基づいて記憶遺産として登録されることになれば、ユネスコの国際的な信頼と権威を著しく損ねることになるのではないか。

第三に、中国が登録申請した史料の中に、史料のごく一部のみを抜き出したものもあり、史料全体の脈絡の中で位置付け評価できないために、史料の内容の真正性について判断することができない。よってこの申請は慎重に審査されるべきである、というものだった。

次に、「南京大虐殺」といわゆる「従軍慰安婦」の主な申請史料の具体的問題点について指摘した。第一に、「南京大虐殺」の関連史料として16枚の写真が申請されているが、いつどこで誰が撮影したかが一切不明だ。

特に東中野修道氏ほか南京事件証拠写真を検証する研究者がすべての証拠写真について検証した結果、日本兵が中国人を軍刀で斬首したとされる写真の撮影時期は5月末か6月初めとの結論に達し、いわゆる「南京大虐殺」との関係性が疑われることが学術的に立証されている。

中国が申請した写真の日本兵は軽装で、いわゆる「南京大虐殺」があったとされる12月から2月の南京の平均気温は3度から5度程度であることから証拠写真としてまったく信憑性に乏しいといわざるをえない。

第二に、日本軍の虐殺を米国牧師のジョン・マギーが撮影したとされる「マギーフィルム」は、東京裁判にも出されたものだが、この中に日本軍が虐殺している映像はまったく映っていない。

第三に、程瑞芳という南京市国際安全区で働いていた中国人女性の日記を中国は登録申請しているが、すべて伝聞情報に依拠した記述ばかりで史料的価値に乏しい。余談だが、この日記の英語版が南イリノイ大学から出版⁽¹⁴⁾され、登録申請が決まった現在、かなりの勢いで売れているようだ。

第四に、虐殺を証言したとされる日本兵の供述書は関係者の日記などから信憑性が乏しいものであり、中国の日本兵捕虜の洗脳教育によってもたらされた政治宣伝の色彩が強い。

例えば、日本「南京」学会年報『南京「事件」研究の最前線 平成17・18年合併版』(展転社)という本で、『南京戦 閉ざされた記憶を尋ねて一元兵士102人の証言』(社会評論社)に登場する証言者を探し出し、再ヒアリングした記述がある。

中国側が証言したと主張するものと、日本で証言した内容がいかにか違うかをまとめたものだが、オーラルヒストリーは誰でも勝手に書くことができ、本当にそのように証言したかどうかは第三者的な裏付けがないと客観的証拠能力に乏しいといわざるをえないのだ。

第五に、中国共産党による南京軍事法廷で、第6師団長・谷寿夫中将が30万人虐殺の首

謀者として死刑になったが、第6師団は南京城内に500メートル入ったところで移動を命じられており、虐殺は物理的に不可能であった。

当時、南京軍事法廷は弁護側に反対尋問の機会を与えず、証人喚問の要請を却下している。そこで証人喚問で証言できなかった下野裁判長以下約100人の日本兵が大虐殺の存在を否定する本を出版している。

南京軍事法廷では30万人虐殺とされているが、そこで処刑された谷中將の部下たちがそんなことはないという主張をしているのだ。その場合、両者の史料を突き合わせ、確認するのがユネスコの規定する「完全性」を担保することになると思うのだが、一方的な史料だけで登録が決定されてしまった。

続いて、いわゆる「従軍慰安婦」が強制連行された性奴隷である証拠として申請された史料の問題点について指摘した。要点だけを述べたい。

第一に記したのは、憲兵の『日本軍犯罪月報』というものである。1943年に書かれた月報で、その中に「日本軍将兵が慰安所において慰安婦に暴行」との記述がある。その説明の下に「非違通報」と書かれている。どういう意味かということ、違法行為を通報するということで、つまり違法な行為がされ取り締まられていたことを示しているのだ。慰安婦は法律によって守られていたということになるが、すなわちこの史料によって慰安婦が法的に保護され、いわゆる性奴隷ではなかったことを立証しているといえる。

第二に、『郵政検閲月報』にある手紙について、中国は日本軍が女性を性奴隷にした犯罪を告白していると説明しているが、そこには恋人を追っていく女性も限りなくあると書かれており、慰安婦には移動の自由があって、いわゆる「性奴隷」でなかったことを示している。

第三に、中国が黒竜江の慰安所と説明している写真には慰安所を示す明確な証拠が写っていない。写真には舞台と、その前に並んだたくさんの椅子が写っている。一見、講堂や集会所のようで、専門家が見ても慰安所とは思えない。仮に慰安所だとしてもいつ誰がどこで撮った写真かということを確認しなければ信憑性に乏しいのだが、それも一切ない。

第四に、中国が慰安婦を輸送した船だと説明している写真について、この写真を見る限り慰安婦を輸送した船だとは断定できない。確かに「慰」という字が写っているが「安」という字はない。専門家に聞いてみると、ここに慰安婦が一部乗っていたかもしれないが、慰安婦だけの船とはいえないとの見解だった。逆に「慰問婦」だった可能性も高いという。

慰安婦と慰問婦というのは混同しやすいが別のものだ。今でも刑務所に芸人が訪問し、漫才をしたり歌ったりすることが慰問である。性的なことではなく娯楽のための訪問であり、それは戦時中にも行われていた。写真が示す「慰」の意味は「慰問」であって「慰安」とは違う可能性が高い。

さらにこの写真史料に関しても、いつどこで誰が撮影したかが一切不明である。ユネスコのガイドラインの基準を満たしておらず、記憶遺産を保護するという本来の事業趣旨も損なわれている。ユネスコが政治的に利用される懸念があり、この申請は慎重に審査されるべきであると問題提起したのである。

さらに南京虐殺についていえば、「南京大虐殺記念館」に展示されている数々の写真が申請史料として出されていなかった。ということは、それらの写真に真正性がないということを確認することにもなるのではないだろうか。

4、国連での「従軍慰安婦」に関する政府報告

ところで、国連で「従軍慰安婦」問題について外務省が反論した文書として、1996年2月のいわゆる「クマラスワミ報告書」に対する日本政府の見解（実際には発表されなかった「幻の反論書」）がある。また、国連条約委員会等からの慰安婦問題についての勧告及びそれらに対して日本政府が文書で反論したのは以下の通りである。

○女子差別撤廃条約第2回・第3回政府報告に関する最終見解（1994年）

—これに対する反論…女子差別撤廃条約第4回・第5回政府報告

○女子差別撤廃条約第4回・第5回政府報告に関する最終見解（2003年）

—これに対する反論…女子差別撤廃条約第6回政府報告

○女子差別撤廃条約第6回政府報告に関する最終見解（2009年）

—これに対する反論…女子差別撤廃条約第7回・第8回政府報告

2014年7月14日から3日間、ジュネーブの国連本部で行われた国連人権規約委員会において、同委員会から日本政府へなされた勧告に対する日本政府の回答で特に注目されるのは、「性奴隷」の呼称は不適切であること、河野談話の検証過程で、強制連行を示す文書は見つからなかったこと、を明言した点である。

これに対して、南アフリカのマジョディーナ（Majodina）委員が以下の7点のコメントを述べた。

- 1 慰安婦という呼び名は不适当で、性奴隷と呼ぶべきである。
- 2 慰安婦には同情ではなく救済が必要である。
- 3 2012年の人権規約委員会の勧告や、2008年の総会の結論などに対し、日本は進展を見せていない。
- 4 国による損害賠償が必要である。償いとは、それに相当するののか。
- 5 河野談話の見直しや強制連行の否定はけしからぬ。
- 6 1926年の奴隷禁止条約の奴隷の定義からして、慰安婦は性奴隷だ。

これに対して、日本政府は研究の結果、「慰安婦は性奴隷ではなかった」と結論づけた。その後、7月23日付で、日本政府に対する人権委員会の慰安婦問題に関する以下のような暫定的な意見書が出された。

- 1 前半において、河野談話と同内容のことを言い、一方で「強制連行はなかった」という矛盾を突き、さらに被害者の被害は未だに続いているのだから時効は成立しない。
- 2 後半のまとめとしては、下記について、法的、行政的に直ちに処置を取れと書いている。
 - ① 加害者である疑いのある人間を訴追して、有罪なら罰せよ。
 - ② 犠牲者とその家族が日本の司法に訴え完全に損害を補償されるようにせよ。
 - ③ 手に入る全ての証拠を開示せよ。
 - ④ 学校の生徒や一般人に対して慰安婦教育をせよ。
 - ⑤ 公的な謝罪と日本の責任を公式に認めよ。
 - ⑥ 犠牲者を辱め或いは事件を否定する試みを非難せよ。

国連人権理事会などで韓国などが慰安婦問題に言及した場合、日本政府は口頭で反論してきたが、2014年9月の人権理事会において、ジュネーブ代表部の寿府代鈴木公使は韓国

のステートメントに対して、次のように反論している。

「慰安婦問題に関して安倍総理は、筆舌に尽くしがたいつらい思いをされた方々のことを思い、非常に心が痛む、その点については歴代総理と全く変わらない、21世紀こそ人権侵害のない世紀にすることが大切であり、日本としても全力を尽くしていく考えである旨繰り返し述べている。・・・国民と政府が協力してアジア女性基金事業を設立し、国民の募金を原資とする「償い金」(総額6億円)、政府資金を原資とする『医療・福祉支援事業』(関連経費を含め、総額48億円)とともに、歴代総理による『お詫びの手紙』を元慰安婦に方々にお渡しした。・・・法的に完全かつ最終的に解決していることは明白な事実である。また、同協定に基づき、日本政府は韓国政府に対し、総額5億ドルに及ぶ経済協力をおこなった。

本件問題が国連で本格的に議論される契機となったクマラスワミ報告書返についても言及したい。これらの報告書では、20万人もの女性が慰安婦として強制連行されたことが事実であるかのような記述がある。この点については、これらの報告書に強い影響を与えたと思われる日本の大手新聞社の記事が、最近、同新聞社の検証結果を踏まえ、撤回されたことを報告したい。20万人との数字については、女子挺身隊と慰安婦との混同によるもの、強制連行については、関連証言を行った人物の虚偽であったことが明らかになった。このように、メディアの情報が、国連へ提起されたこれらの報告書に影響を与えたことは大変残念である。」

第7回・第8回政府報告が国連に提出されたのは2014年9月5日で、翌年の7月末に質問票作成のためのプレセッションが行われた。このセッションで発言した日本のNGOの問題提起を受けて、2015年8月に国連から日本政府に次のような質問が寄せられた。

「委員会は『慰安婦』の強制連行 (forcible removal) を示す証拠はなかった、という最近の公式声明についての情報提供を受けている。この情報についてコメントされたい。また、締結国は、中国や東ティモールを含む、アジア女性基金の対象外となる国々の『慰安婦』に対する補償措置を講じ、加害者を訴追する意思があるかどうか、示されたい。締結国が、『慰安婦』問題についての言及を学校の教科書に復活させ、この問題について国民の意思を高めようとする意思があるかどうか、示されたい。」

この質問に対して、11月6日までに回答を求められた日本政府は次のような案を作成した。

「慰安婦問題に関しては、これまでの、いわゆるクマラスワミ報告書等の国連特別報告者による報告書や人権諸条約の委員会による懸念表明や勧告には、一方的で裏付けの取られていない内容が記載されていることについて、客観的な事実認識に基づく理解を求めたい。

例えば、これらの報告書、懸念表明や勧告は、『慰安婦を強制連行した』とする日本側の唯一の証言者である吉田清治氏の証言を引用するとともに慰安婦の人数について『20万人』と記載しているが、これまでこれらを積極的に報じてきた日本の大手新聞社が、2014年8月に吉田氏の証言に基づく記事について、『濟州島で慰安婦を強制連行したとする証言は虚偽だと判断し、記事を取り消します』、『日本の植民地だった朝鮮や台湾では(略)軍などが組織的に人さらいのように連行した資料は見つかっていません』と報じ、慰安婦問題に関する誤った記事を掲載したことについて謝罪した。また、同社は、『20万人』との数字の基になったのは、女子挺身隊と慰安婦を混同したことにあると認めた。

このように、『20万人』という数字は、同新聞が慰安婦と女子挺身隊を混同して報じたこ

とが契機に広がったものであり、政府として把握する具体的裏付けはない。これらの誤った事実関係が1996年に公表されたいわゆるクマラスワミ報告書における事実と反する記述や人権諸条約の委員会による懸念表明や勧告の有力な根拠となっているのは大変残念である。

日本政府としても、1990年代初頭以降に慰安婦問題の事実関係に関する調査を行ったが、我が国政府が発見した資料（対外公表済）の中には、軍や官憲によるいわゆる『強制連行』を直接示すような記述は見当たらなかった。また、昨年6月20日に公表された河野談話作成過程逗に関する検証報告書において、我が国政府は、関係省庁における関連文書への聞き取り調査や挺対協の証言集の分析等の1990年代初頭に行った一連の調査を通じて得られた、いわゆる『強制連行』は確認できないという認識に立ち、それまでに行った調査を踏まえた事実関係をゆがめることのない範囲で、韓国政府の以降・要望について受け入れられるものは受け入れ、受け入れられないものは拒否する姿勢で、河野談話の文言を巡る韓国側との調整に臨み、最終的に意見の一致をみたことが明らかになり、これを公表したところである。

なお、日本の教科書は、国が定める大綱的な教育課程の基準である学習指導要領に基づき、民間の教科書発行者が創意工夫を生かして著作・編集を行っている。学習指導要領を踏まえ教科書に具体的にどのような事項を取り上げ、どのように記述するかについては、欠陥のない範囲において、教科書発行者の判断に委ねられており、慰安婦問題についても同様の扱いである。（なお、慰安婦問題に関する記述については、中学校社会（歴史的分野）及び高等学校日本史等の教科書で取り上げられているものである。）

最後に、そもそも、女子差別撤廃条約は、日本が同条約を締結（1985年）する以前に生じた問題に対して遡って適用されないため、慰安婦問題を同条約の実施状況の報告において取り上げることは適切でないというのが日本政府の基本的な考え方である。」

2016年2月1日付産経新聞によれば、昨年末の日韓合意を考慮して、外務省は「一方的で裏付けのない内容」などの“強い”表現では、国内の強硬論と向き合わざるをえない韓国外相が持たないとして、「最終的かつ不可逆的」という合意と、国際社会では非難し合わないとの合意だけを10行程度に求めた1枚の紙を代替案として提示してきたという（櫻井よしこ「外務省には任せられぬ」参照）。

そして最終的には、日本政府の回答は以下の折衷案となった。①日本政府関係者と代行機関が所蔵する関連文書の調査・研究②米国立公文書館における文書の検索(3)元軍関係者と慰安所の管理者を含む当事者からのヒアリングと、韓国領事館の収集した証言の分析により、日本軍・政府による慰安婦の「強制連行」は、いかなる文書においても確認できなかった。

この日本政府の最終回答は、1月30日に国連のホームページに公開された。

2月16日にジュネーブの国連欧州本部で開催された女子差別撤廃委員会の対日審査で、日本政府は慰安婦問題に関して事実と踏み込んだ説明をした。政府代表の外務省の杉山晋輔外務審議官は強制連行を裏付ける史料がなかったことを説明するとともに、強制連行説は「慰安婦狩り」に関わったとする吉田清治氏による「捏造」で、朝日新聞が吉田氏の本を大きく報じたことが「国際社会にも大きな影響を与えた」と指摘した。

また、「慰安婦20万人」についても朝日新聞が女子挺身隊を「混同した」と説明した。日本政府が朝日新聞の実名を挙げて国連の場でこうした事実関係を説明するのは初めての

ことである。

杉山審議官の発言はオーストリアの委員からの質問に答えたもので、昨年末の日韓合意について説明した上で、強制連行が広く流布された原因は吉田氏が『私の戦争犯罪』という刊行物の中で、「自らが日本軍の命令で韓国の済州島で大勢の慰安婦狩りをしたという事実を捏造して発表したため」であることを明らかにした。

吉田氏の本の内容が「朝日新聞社により事実であるかのように大きく報道され、日韓の世論のみならず国際社会にも大きな影響を与えた」と説明し、その内容は「複数の研究者により完全に想像の産物であったことが既に証明されている」と明言した。

さらに、朝日新聞が2014年に「事実関係の誤りを認め、正式に謝罪した」と説明し、「慰安婦20万人」についても、「具体的な裏づけがない数字」として、朝日新聞が謝罪した際に労働力として動員された女子挺身隊と慰安婦を混同したことを認めている点も説明した。また、「性奴隷」という表現についても「事実に反する」と明確に反論した。

一方、杉山審議官は、慰安婦問題は日本が女子差別撤廃条約を締結した1985年以前のこと、同条約は締結以前に生じた問題については遡って適用されないことから、「慰安婦問題を同条約の実施状況の報告で取り上げるのは適切でないということが、日本政府の基本的な考え方である」と説明した。

これに対して朝日新聞は2月18日、外務省に申し入れ文書を提出し、朝日誤報の国際的影響について、「朝日新聞の慰安婦報道を検証する第三者委員会」の林香里委員らの「国際的影響はなかった」という見解を引用して、杉山発言が「根拠を示すことなく」行われたことに抗議した。また、「弊紙は20万人という数字について、女子挺身隊と慰安婦の混同がもとになったとは報じておりません」とした。

これに対して岸田文雄外相は2月23日の記者会見で「発言の中身は従来説明してきた内容で問題はない」と一蹴したが、既に一昨年9月15日の国連人権理事会で、日本政府代表は韓国の声明に対して、クマラスワミ報告書等に言及しつつ、次のように反論していたのである。

「日本の大手新聞社の記事が、最近、同新聞社の検証結果を踏まえ、撤回されたことを報告したい。20万人との数字については、女子挺身隊と慰安婦との混同によるもの、強制連行については、関連証言を行った人物の虚偽であったことが明らかになった。このように、メディアの情報が、国連へ提起されたこれらの報告書に影響を与えたことは大変残念である。」(拙著『「日本を解体する」戦争プロパガンダの現在 — WGIPの源流を探る』宝島社、参照)

この「従来説明してきた内容」ならば、一体なぜ杉山審議官はクマラスワミ報告書等への言及を避けたのか、という疑問が残るが、朝日新聞はなぜこの時点で外務省に抗議しなかったのか。この今回の開き直りというしかない朝日新聞の申し入れについて反論したい。

朝日新聞第三者委員会が朝日誤報が「国際社会に与えた影響」について両論を併記するにとどまったことは致命的な欠陥があるといわざるを得ず、これを批判した「朝日新聞『慰安婦報道』に対する独立検証委員会」(中西輝政京都大学名誉教授が委員長で、筆者も委員の一人)の報告書は、「第三者委員会報告は記事の数的分析のみ行い、内容の分析がされていないという重大な欠陥がある」ことを明らかにした。

林香里委員は吉田清治をキーワード検索した結果、「国際社会に対してあまり影響がな

かった」と結論づけたが、吉田に言及しなくとも、明らかに吉田証言に依拠ないし参照したと思われる記事は数多く存在し、朝日新聞が早い段階で吉田証言を取り消していれば、その悪影響を防げたことは明らかである。

米国主要紙や韓国紙は朝日新聞が「92年1月強制連行プロパガンダ」を行う以前は、慰安婦問題について取り上げていなかった。ちなみに、2012年8月30日付朝鮮日報社説は、同年1月11日付朝日の「軍関与」資料や吉田証言を強制連行の根拠として挙げている。

同日付け朝日は「太平洋戦争に入ると、主として朝鮮人女性を挺身隊の名で強制連行した。その人数は8万とも20万人ともいわれる」と報じた。

また、朝日は「女子挺身隊と慰安婦の混同」を認めたわけだから、直接20万人という数字が「女子挺身隊と慰安婦の混同がもともになった」と報じていないにせよ、両者の混同が原因で20万人という数字が独り歩きした原因については、朝日にもその責任の一端があるといわねばならない。日本政策研究センターが英文版“The Asahi Shimbun and the Comfort Women Issue – The Damage Done by One Newspaper”も併せて発行している同独立検証委員会報告書によって、朝日新聞の誤報が与えた国際的影響については明確に検証されている。

2月16日の日本政府の見解についての女子差別撤廃委員会の対日審査の結果は3月4日に公表される予定である。筆者は政府の男女共同参画会議の議員として男女共同参画第4次基本計画の起草（委員の1人として）に関わったが、同計画はこの日本政府の見解について情報提供に努めるよう求めている。

【注】

- (1) “Statutes of the International Advisory Committee of the Memory of the World Programme.”
- (2) “Rule of Procedure of the International Advisory Committee of the Memory of the World Programme.”
- (3) “Register Companion of the Memory of the World.”
- (4) ユネスコ記憶遺産リストの登録選考基準の一つである「真正性」について、一般指針の(4・2・3)に次のように書かれている。「その身元や来歴は確実に分かっているか？複製品や模造品、偽文書や偽情報が、全くの善意で本物と誤解される可能性がある。」
- (5) ユネスコ記憶遺産「登録の手引き」の関連情報(4・2・6)に、「完全性」について次のように書かれている。「記録は、すべてが揃った完全な状態ではなかったり、…一連の記録や保管資料群から記録文書が抜かれた場合も、その完全性は損なわれている。」
- (6) ロンドンの英語版は、“What War Means: The Japanese Terror in China.” ニューヨークの英語版は、“The Japanese Terror in China.”
- (7) 拙著『「日本を解体する」戦争プロパガンダの現在 — WGIPの源流を探る —』宝島社、平成28年、参照。
- (8) 東中野修道『「南京虐殺」の徹底検証』展転社、平成10年、参照。
- (9) 登録小委員会は、国際諮問委員会またはビューローが指名する委員長と、専門知識に基づいて選ばれた委員で構成される。ユネスコ事務局と連携してユネスコ記憶遺産リストへの登録申請書の評価を監督し、国際諮問委員会の各会議において、その登録または申請却下について、理由を添えて勧告する。
- (10) アジア太平洋地域ユネスコ記憶遺産委員会 (Memory of the World Committee for Asia and Pacific.)
- (11) 中国が登録申請した史料の基本的問題点と具体的問題点を解説した意見書。
- (12) 中国が登録申請した史料については、日本にも関連する史料が多数存在しており、中国側の史料だけでは「完全性」が満たされているとは言えない。

- (13) 天児都・麻生徹男『慰安婦と医療の係わりについて』梓書院、平成22年、参照。
- (14) “The Undaunted Women of Nanking — The Wartime Diaries of Minnie Vautrin and Tsen Shui — fang.” edited and translated by Hua — Ling Ha and Zhang Lian — hang.Southern Illinois University Press.